

# 令和6年度 東京都高等学校・中学校初心者研修会 競技競技

開催日：7月26日(金)

開催コース：利根パークゴルフ場

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「**一般の罰(2罰打)**」となる。

## ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 18.2)
  - (a) アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
2. ペナルティーエリア(規則 17)
  - (a) イエローペナルティーエリアは黄杭で、レッドペナルティーエリアは赤杭で表示する。
  - (b) 片道だけ定められているペナルティーエリアは無限に及ぶ。
  - (c) ペナルティーエリアの縁がアウトオブバウンズの境界線まで及んでいる場合、そのペナルティーエリアの縁はそのアウトオブバウンズの境界線と一致する。
3. 異常なコース状態(動かさない障害物を含む)(規則 16)
  - (a) 修理地
    - (1) 青杭を立て、白線で囲まれた区域。
    - (2) ジェネラルエリアにおいて、芝生がはがれて土の部分が出ている箇所。
  - (b) 動かさない障害物
    - (1) 排水溝(及びフタ)、白杭を除くすべての杭および木製の案内掲示板、投光器。
    - (2) 小砂利、ウッドチップ、松葉、ゴムマットなどを使用して舗装した区域。  
(小砂利やウッドチップなどの個体はルースインペディメントである。)
    - (3) 人工の表面を持つ道路に接している枕木や丸太は、その道路の一部とみなす。
    - (4) フェアウェイの吹流し、樹木の支柱、轍跡、鉄柱、金網、ネット・鉄線、花壇、日除け、その他人工の構築物。
    - (5) 動かさない障害物と白線でつながれている区域は、その動かさない障害物の一部として扱われる。
4. プレー禁止区域

カート用のコンクリート軌道は、全幅をもってプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。規則 16.1f に基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なしの救済を受けなければならない。  
このローカルルールの違反に対する罰:違反があった各ホールに対して一般の罰を受ける。
5. 不可分な物

以下の物は不可分な物であり、無罰の救済は認められない。

  - (a) 樹木やその他の恒久的な物件に巻きつけたり、密着させてあるもの。
  - (b) ペナルティーエリア内にある人工の壁や杭でできた構造物。
6. 目的外グリーン

目的外グリーンはカラー部分も含まれる。規則 13.1f に基づき、その目的外グリーンによる障害からの罰なしの救済を受けなければならない。
7. 特設ティーの使用

1番、5番、7番、10番、13番、18番ホールにおいて、第1打がOBまたは紛失球となった場合、前方に設置してある特設ティー(黄色マーク)から第4打としてプレーを続けなければならない。  
このローカルルールの違反に対する罰:一般の罰
8. クラブと球の規格
  - (a) ストロークを行うために使うドライバーは R&A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッド(モデルとロフトで識別される)を持つものでなければならない。
  - (b) グリーン上では、パター以外のクラブを使用してはならない。
  - (c) ストロークを行うときに使用する球は R&A が発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。  
このローカルルールの違反に対する罰:失格

## 9. ゴルフシューズ

ラウンド中、プレーヤーは下記の特徴を持つシューズを履いてはならない:

伝統的なスパイクすなわち、地面を深く貫くようにデザインされた 1 つあるいは複数の鋳を有するスパイク(メタル製、セラミック製、プラスチック製、その他の材質かは問わない)。

このローカルルールの違反に対する罰:規則 4.3 参照

## 10. プレーの中断と再開(規則 5.7)

### (a) 即時中断(落雷等、切迫した危険がある場合)

委員会がプレーの即時中断を宣言した場合、すべてのプレーヤーは直ちにプレーを止めなければならない、委員会がプレーを再開するまでは別のストロークを行ってはならない。

このローカルルールの違反に対する罰:失格

即時中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、失格とすることがある。

### (b) 通常の中断(日没やコースがプレー不能) 規則 5.7b,c,d に従って処置すること。

### (c) プレーの中断と再開の合図

本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

## 11. 練習

(a) ホールとホールの間、プレーヤーは終了したばかりのグリーンやその近くで練習ストロークを行うこと、または、終了したばかりのグリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってグリーン面をテストすることをしてはならない。

(b) ラウンドとラウンドの間、プレーヤーはコース上で練習してはならない。

(c) スタート後、競技を終了するまで打撃練習場等で練習ストロークをしてはならない。

このローカルルールの違反に対する罰:

最初の違反の罰 :一般の罰(プレーヤーの最初のホールに適用される)

2 回目の違反の罰 :失格

## 12. 移動

ラウンド中プレーヤーは動力付きの移動機器に乗車してはならない。ただし、委員会が認めた場合や、事後承認された場合を除く。ストロークと距離の罰に基づいてプレーする(あるいはプレーした)プレーヤーは常に動力付きの移動機器に乗車して移動することが承認される。

このローカルルールの違反に対する罰:違反があった各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がプレーするホールとホールの間で起きた場合、罰は次のホールに適用する。

## **競技の条件**

### 1. 参加資格

プレーヤーは「競技規定」で定められる参加資格を満たしていなければならない。

### 2. 最大スコアの設定

規則 21.2 に基づいて、最大スコアを各ホール設定ストロークの 2 倍とする。

### 3. スコアカードの提出

スコアリングエリア方式を採用する(プレーヤーの両足がエリアから出た時点をもって提出されたものとみなす)。

### 4. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

競技委員長